

令和3年度 第2回昭島市児童発達支援計画審議会
議事要旨

<日時> 令和3年6月30日(水) 18:30~

<場所> アキシマエンシス校舎棟 202~205 会議室

<出席者> (敬称略)

【委員】

竹内 康二 (会長/明星大学心理学部心理学科教授)、小原 弘樹 (副会長/昭島市公立小学校校長会(拝島第三小学校))、白石 恭子 (立川児童相談所心理指導担当課長代理)、高久 将裕 (社会福祉法人あすはの会 子ども発達プラザ ホエール副施設長)、西山 裕之 (多摩立川保健所保健対策課長)、長瀬 幸弘 (昭島市医師会)、長岡 恵理 (公認心理師 臨床心理士 言語聴覚士)、上原 祐子 (昭島市保育園園長会(のぞみ保育園園長))、立山 美佐枝 (昭島市自治会連合会)、澤津 洋子 (公募市民)、村田 ひとみ (公募市民)

【事務局】

板野 浩二 (子ども家庭部長)、野口 明彦 (子ども家庭部子ども育成課長)、鈴木 崇央 (保健福祉部障害福祉課長)、佐々木 光子 (学校教育部統括指導主事)、曾根 敦子 (子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当係長)、仲井 友恵 (子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当主任)

【傍聴者】

なし

<配布資料>

- ・第2期 昭島市児童発達支援基本計画全体構成案 (資料1)
- ・計画案【第1章~第2章】(資料2)

<議事要旨>

1 開会

会長：定刻となったので、令和3年度第2回昭島市児童発達支援計画審議会を開催する。本日の日程については、次第のとおりである。

また、本日は委員の半数以上の出席があり、審議会条例第5条の2の規定により、本会議は成立していることを報告する。

では、事務局から資料の確認についてお願いする。

事務局：資料の確認をさせていただきます。

- ・第2期昭島市児童発達支援基本計画 全体構成案 資料1
- ・計画案 第1章～第2章 資料2

その他、参考資料として、昭島市子育てサポートファイルのチラシ、教育・発達総合相談窓口のパンフレットを配布している。

なお、資料1の表題については「児童発達支援計画全体構成案」と訂正する。

会長：前回の審議会で、委員より臨床心理士の名称について意見があったが、次回審議会までに整理することだったので、事務局より報告をお願いします。

事務局：委員名簿については、前回の審議会で、名簿等の記載が「臨床心理士」となっており、「公認心理師」という国家資格がある中、再考するべきではないかとの意見があったので差し替えさせていただきます。なお、本市の例規の中では、心理職に関する要綱がいくつかあり、いずれも「臨床心理士」の名称を記載している。今後、関係部署と調整を図る中で心理職の名称について検討していく。

2 議 題

会長：それでは、2議題の（1）第2期昭島市児童発達支援基本計画 全体構成案について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より第2期昭島市児童発達支援基本計画 全体構成案について説明】

会長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

会長：つぎに、2議題の（2）計画案 第1章について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より計画案 第1章について説明】

会長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

上原委員：文章の中で児童発達支援基本計画となっている部分は、児童発達支援計画としてよいのか。

事務局：本審議会の条例も児童発達支援計画審議会となっているので、そのように整理していく。「児童発達支援基本計画」と「(仮称)昭島市児童発達支援センター 詳細計画」の内容を合わせ「児童発達支援計画」を策定すると考える。

会長：1計画策定の背景 ○国の動きの4行目のアスタリクスについては、その後用語説明等があるのか。

事務局：今後、巻末またはページの下部で説明をしていく。

会長：つぎに、2議題の（2）計画案 第2章について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より計画案 第2章について説明】

会長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

長岡委員：早期発見・早期対応の充実の中で、子どもの状況を「受け入れる」と言う表現について、ふさわしくないという保護者の気持ちを聞くことがある。保護者からは理解はしていても、なかなか受け入れがたく、受け入れることが親のあるべき姿という前提であると、受け入れなくてはいけないという圧迫を感じるという声を聞いている。社会モデルの観点からすれば、社会から適切に受け入れられていない状況があるからこそ、保護者も受け入れがたいという考え方も成り立つ。ほかの表現があるか一考いただきたい。

事務局：ご意見を踏まえて、どのような表現ができるのか検討していく。最近の状況ではどのような表現が適切と考えられているか。

長岡委員：難しいところではあるが、視点をどこに置くかということだと感じる。「理解する」であると、十分な説明があれば理解できる。「受け入れる」と表現するか「理解する」と表現するかはニュアンスが違うように感じている。

西山委員：乳幼児の人口状況について、乳児と0歳児が両方示されていることについて同じ意味ではないか。再考していただきたい。

事務局：乳児と0歳児の表現については、今一度研究して整理する。

長岡委員：早期発見・早期対応の充実の中で、「相談から支援につながったケース」が具体的にイメージできない。支援の内容とはどのようなものなのか。

事務局：相談から支援につながったケースについては、教育・発達総合相談から親子発達支援事業、法内の発達支援事業、医療等につながっていくイメージである。また、昨年4歳児で発達相談を担当していた相談員が今年度、就学相談を担当するという形もできている。

長岡委員：早期対応にはこういうものがありますというような、当事者の見通しが立つような、相談から支援へつながっていくことがイメージできるようなお示しがあるか。

事務局：相談から支援にどのようにつながっていくかわかりやすくお示しできるような形を検討していく。

会長：いくつかデータを挙げているが、それぞれに説明や傾向の分析あったほうがよい。

事務局：確認して説明を付け加える。

会長：早期発見・早期対応の充実の中で「子どもの言葉や発達の遅れなどの障害の可能性に気づき」とあるが、発達の遅れがすなわち障害ではない。表現を再考していただきたい。

事務局：表現について検討する。

澤津委員：要配慮児童一時預かり事業の実際の内容について聞きたい。

事務局：昨年度10月より、アキシマエンスの敷地内に設置されている、子ども発達プラザ ホエール内で、社会福祉法人あすはの会に委託し実施している。1回の定員

は3名で、月5日以内の利用が可能。現在は午後からの利用となっている。令和2年度の登録者数は12名。述べ利用実績は62名となっている。

澤津委員：子どもが小さいとき、障害がある子を持つ保護者は子どもに充分対応できるが、子どもが18歳を過ぎ、親が高齢になる前に、仲間と一緒に生活するという体験をさせる意味で小さい頃から集団で過ごす体験を子どもにさせておくことは大切だと思っている。

3 その他

事務局：次回の審議会は7/29日に予定しているが、第3章 基本目標と方針について検討いただきたい。今回いただいた意見を整理し、資料を送付するのでご確認いただきたい。

また、第3回で基本目標と方針について審議いただいたあと、9月にHPや市立会館窓口での資料配布等で市民の皆様のご意見をお聞きする予定である。

4 閉会